



情 報 局 編 輯

週 報

五 月 十 九 日 號

航空撃滅戦の實相
陸海軍少年兵の手引
薬事法の話

すべてを戦力増強へ

薪炭配給統制規則

特 輯
國家計畫問答
物資動員計畫

五 銭

344 號

昭和十八年五月十九日

週報は民翼賛の道しるべ

4月抽籤 貯蓄債券 當籤番號表(北ノ二)		4月抽籤 國債債券 當籤番號表(北ノ二)	
31380	34133	36129	38341
31663	34203	36138	38371
31711	34227	36161	38400
31713	34277	36205	38445
31733	34290	36249	38497
31737	34313	36297	38553
31750	34317	36307	38600
31790	34361	36328	38641
31826	34410	36349	38681
31940	34437	36378	38735
31946	34462	36398	38781
31958	34544	36416	38825
31960	34594	36433	38872
31963	34656	36486	38927
32016	34641	36480	38972
32016	34646	36484	39027
32076	34662	36566	39074
32089	34684	36569	39121
32094	34717	36593	39177
32094	34735	36593	39233
32102	34753	36593	39289
32102	34753	36593	39345
32102	34753	36593	39401
32102	34753	36593	39457
32102	34753	36593	39513
32102	34753	36593	39569
32102	34753	36593	39625
32102	34753	36593	39681
32102	34753	36593	39737
32102	34753	36593	39793
32102	34753	36593	39849
32102	34753	36593	39905
32102	34753	36593	39961
32102	34753	36593	40017
32102	34753	36593	40073
32102	34753	36593	40129
32102	34753	36593	40185
32102	34753	36593	40241
32102	34753	36593	40297
32102	34753	36593	40353
32102	34753	36593	40409
32102	34753	36593	40465
32102	34753	36593	40521
32102	34753	36593	40577
32102	34753	36593	40633
32102	34753	36593	40689
32102	34753	36593	40745
32102	34753	36593	40801
32102	34753	36593	40857
32102	34753	36593	40913
32102	34753	36593	40969
32102	34753	36593	41025
32102	34753	36593	41081
32102	34753	36593	41137
32102	34753	36593	41193
32102	34753	36593	41249
32102	34753	36593	41305
32102	34753	36593	41361
32102	34753	36593	41417
32102	34753	36593	41473
32102	34753	36593	41529
32102	34753	36593	41585
32102	34753	36593	41641
32102	34753	36593	41697
32102	34753	36593	41753
32102	34753	36593	41809
32102	34753	36593	41865
32102	34753	36593	41921
32102	34753	36593	41977
32102	34753	36593	42033
32102	34753	36593	42089
32102	34753	36593	42145
32102	34753	36593	42201
32102	34753	36593	42257
32102	34753	36593	42313
32102	34753	36593	42369
32102	34753	36593	42425
32102	34753	36593	42481
32102	34753	36593	42537
32102	34753	36593	42593
32102	34753	36593	42649
32102	34753	36593	42705
32102	34753	36593	42761
32102	34753	36593	42817
32102	34753	36593	42873
32102	34753	36593	42929
32102	34753	36593	42985
32102	34753	36593	43041
32102	34753	36593	43097
32102	34753	36593	43153
32102	34753	36593	43209
32102	34753	36593	43265
32102	34753	36593	43321
32102	34753	36593	43377
32102	34753	36593	43433
32102	34753	36593	43489
32102	34753	36593	43545
32102	34753	36593	43601
32102	34753	36593	43657
32102	34753	36593	43713
32102	34753	36593	43769
32102	34753	36593	43825
32102	34753	36593	43881
32102	34753	36593	43937
32102	34753	36593	43993
32102	34753	36593	44049
32102	34753	36593	44105
32102	34753	36593	44161
32102	34753	36593	44217
32102	34753	36593	44273
32102	34753	36593	44329
32102	34753	36593	44385
32102	34753	36593	44441
32102	34753	36593	44497
32102	34753	36593	44553
32102	34753	36593	44609
32102	34753	36593	44665
32102	34753	36593	44721
32102	34753	36593	44777
32102	34753	36593	44833
32102	34753	36593	44889
32102	34753	36593	44945
32102	34753	36593	45001
32102	34753	36593	45057
32102	34753	36593	45113
32102	34753	36593	45169
32102	34753	36593	45225
32102	34753	36593	45281
32102	34753	36593	45337
32102	34753	36593	45393
32102	34753	36593	45449
32102	34753	36593	45505
32102	34753	36593	45561
32102	34753	36593	45617
32102	34753	36593	45673
32102	34753	36593	45729
32102	34753	36593	45785
32102	34753	36593	45841
32102	34753	36593	45897
32102	34753	36593	45953
32102	34753	36593	46009
32102	34753	36593	46065
32102	34753	36593	46121
32102	34753	36593	46177
32102	34753	36593	46233
32102	34753	36593	46289
32102	34753	36593	46345
32102	34753	36593	46401
32102	34753	36593	46457
32102	34753	36593	46513
32102	34753	36593	46569
32102	34753	36593	46625
32102	34753	36593	46681
32102	34753	36593	46737
32102	34753	36593	46793
32102	34753	36593	46849
32102	34753	36593	46905
32102	34753	36593	46961
32102	34753	36593	47017
32102	34753	36593	47073
32102	34753	36593	47129
32102	34753	36593	47185
32102	34753	36593	47241
32102	34753	36593	47297
32102	34753	36593	47353
32102	34753	36593	47409
32102	34753	36593	47465
32102	34753	36593	47521
32102	34753	36593	47577
32102	34753	36593	47633
32102	34753	36593	47689
32102	34753	36593	47745
32102	34753	36593	47801
32102	34753	36593	47857
32102	34753	36593	47913
32102	34753	36593	47969
32102	34753	36593	48025
32102	34753	36593	48081
32102	34753	36593	48137
32102	34753	36593	48193
32102	34753	36593	48249
32102	34753	36593	48305
32102	34753	36593	48361
32102	34753	36593	48417
32102	34753	36593	48473
32102	34753	36593	48529
32102	34753	36593	48585
32102	34753	36593	48641
32102	34753	36593	48697
32102	34753	36593	48753
32102	34753	36593	48809
32102	34753	36593	48865
32102	34753	36593	48921
32102	34753	36593	48977
32102	34753	36593	49033
32102	34753	36593	49089
32102	34753	36593	49145
32102	34753	36593	49201
32102	34753	36593	49257
32102	34753	36593	49313
32102	34753	36593	49369
32102	34753	36593	49425
32102	34753	36593	49481
32102	34753	36593	49537
32102	34753	36593	49593
32102	34753	36593	49649
32102	34753	36593	49705
32102	34753	36593	49761
32102	34753	36593	49817
32102	34753	36593	49873
32102	34753	36593	49929
32102	34753	36593	49985
32102	34753	36593	50041
32102	34753	36593	50097
32102	34753	36593	50153
32102	34753	36593	50209
32102	34753	36593	50265
32102	34753	36593	50321
32102	34753	36593	50377
32102	34753	36593	50433
32102	34753	36593	50489
32102	34753	36593	50545
32102	34753	36593	50601
32102	34753	36593	50657
32102	34753	36593	50713
32102	34753	36593	50769
32102	34753	36593	50825
32102	34753	36593	50881
32102	34753	36593	50937
32102	34753	36593	50993
32102	34753	36593	51049
32102	34753	36593	51105
32102	34753	36593	51161
32102	34753	36593	51217
32102	34753	36593	51273
32102	34753	36593	51329
32102	34753	36593	51385
32102	34753	36593	51441
32102	34753	36593	51497
32102	34753	36593	51553
32102	34753	36593	51609
32102	34753	36593	51665
32102	34753	36593	51721
32102	34753	36593	51777
32102	34753	36593	5183

露光量違いにより重複撮影

国民合唱 海軍航空の歌

海軍航空本部 撰歌
海軍 4 楽隊作曲

1. 雲の海を 翼の海を 空を 撃つ 敵を 呑む
2. 堂々の 意気 胸に 百練の 技の 胸に
3. 衝けば 必殺 必す 必す 必す
4. 翼に 託す 明鏡の 何ぞ 心に 曇り あり
聖勅 重し 身は 輕し 使命に 燃る さくら 花
玉と 砕けん 願ひのみ 南の 極み 北の 果
水漬く 屍や その 動 歴史を 飾る 撃滅の
烈々の 血を 挙げ げん かな 永遠に 譽を 挙げ げん かな
百萬の 敵 あらば あれ 一機 断じて 挑み 撃つ
不撓の 決意 必勝の 敢闘 まさに 時 到る
今や 世界は 新た なり

海軍航空の歌
萬里の雲や 大洋の
空を 撃つ 敵を 呑む
堂々の 意気 この 胸に
百練の 技 この 胸に
衝けば 必殺 必す なし
翼に 託す 明鏡の
何ぞ 心に 曇り あり
聖勅 重し 身は 輕し
使命に 燃る さくら 花
玉と 砕けん 願ひのみ
南の 極み 北の 果
水漬く 屍や その 動
歴史を 飾る 撃滅の
烈々の 血を 挙げ げん かな
永遠に 譽を 挙げ げん かな
百萬の 敵 あらば あれ
一機 断じて 挑み 撃つ
不撓の 決意 必勝の
敢闘 まさに 時 到る
今や 世界は 新た なり
(五月二十五日から六月五日まで
大本営 毎日午後七時半より放送)

週報

第三四四號
五月十九日

國家總動員計畫について
企業院：ニ
企業院：ニ
農林省：三
厚生省：二
厚生省：二
陸軍省：三
陸軍省：三
航空撃滅戦の實相
大本営海軍報道部：英
大軍艦隊下：...

週日間誌

五月十日(金)
▽珊瑚海海戦で敵艦隊・空母等を撃沈した。○部隊機動部隊、基地航空部隊。○部隊に感状が授與され、上間に送られた。海軍省公表
▽華北共産軍に對する新作戦につき大本營發表
五月八日(土)
▽月中の大分綜合戦果發表
▽千七百の機を文那派道軍發表
▽ソビエト方面海軍航空部隊の四月中戦果を四月十七日、喜望峯をビスマツ派道軍發表
▽中支軍艦隊、制海制空に新戦術を展開(五日)、空母を完全占領
▽日本銀行、米對照銀行へ一億圓の信用供與の調印なる
▽ビルマ獨立準備委員會を結成

▽中支軍艦、ビゼルト、チュニスを艦隊を撤收
五月九日(日)
▽東條内閣總理大臣兼陸軍大臣、比島より歸京(五日、五日、八日、四日)
▽敵潜水艦、北海真(長門)に五月十日(日)
▽陸軍部隊のフチドン印は、別名(イシ)を大本營發表
▽國民政府、漢性貨幣の取引停止を禁止佈告
五月十一日(火)
▽昭和十八年度國家資金計畫、生活必需品資材計畫を閣議で決定
▽朝鮮、臺灣同胞に海軍符號、別名(イシ)を閣議で決定
▽空攻會、機體改革を決定
▽英首相チャーチル、ワシントンで米大統領ルーズベルトと會談

国民合唱 海軍航空の歌

海軍航空本部 作詞
海軍 楽隊 作曲

1. 萬里の雲や 大洋の空を 撃つて 敵を 呑む
2. 堂々の 意氣この 胸に 百練の 技この 胸に
3. 衝けば 必殺あますなし 翼に 託す 明鏡の 何ぞ心に 溢りある
4. 聖勅重し 身は 輕し 使命に 燃るさくら花 玉と 砕けん 願ひのみ
5. 南の 極み北の 果 水漬く 屍や その 勳 歴史を 飾る 撃滅の 烈々の 血を 穿けつぎて
6. 永遠に 譽を 擧げんかな 百萬の 敵あらばあれ 一機断して 挑々撃つ 不撓の 決意 必勝の 取調まるに 時到来 今や 世界は 新たなり

海軍航空の歌

萬里の雲や 大洋の空を 撃つて 敵を 呑む
堂々の 意氣この 胸に 百練の 技この 胸に
衝けば 必殺あますなし 翼に 託す 明鏡の 何ぞ心に 溢りある
聖勅重し 身は 輕し 使命に 燃るさくら花 玉と 砕けん 願ひのみ
南の 極み北の 果 水漬く 屍や その 勳 歴史を 飾る 撃滅の 烈々の 血を 穿けつぎて
永遠に 譽を 擧げんかな 百萬の 敵あらばあれ 一機断して 挑々撃つ 不撓の 決意 必勝の 取調まるに 時到来 今や 世界は 新たなり

露光量違いにより重複撮影

週報

第三四四號
五月十九日

昭和十八年度 國家總動員計畫について
物資動員計畫問答
農林省・三
厚生省・四
厚生省・六
陸軍省・三
航空警滅戦の實相
大東亞戰爭日誌

週日間誌

五月七日(金)
▽珊瑚海海戦で敵艦・空母等を撃沈した〇〇部隊
機動部隊 基地航空部隊
〇部隊に感状が授與され、上聞に達した旨、海軍省公表
▽華北共産軍に對する新作戦につき大本營發表
五月八日(土)
▽三月中の大陸總合戦果(敵死傷約二万、俘虜約二万三千七百もの)を支援派遣軍發表
▽ビルマ方面陸軍航空部隊の四月中戦果(敵機四十三機を撃墜)をビルマ派遣軍發表
▽中支軍部隊、洞庭湖畔に新作戦を展開(五日)、空襲を完全占領
▽日本銀行より蒙藏銀行へ一億圓の信用供與の調印なる
▽ビルマ獨立準備委員會を結成
五月九日(日)
▽東條内閣總理大臣兼陸軍大臣、比島より歸京(八日)
▽八日海軍省発表
▽敵潜水艦、北海道(釧路郡)別村の牧場を盲砲撃(敵機五機)五月十日(月)
▽陸軍部隊のプチドン印緬國境を占領(八日)を大本營發表
▽國民政府、敵性貨幣の取引・保有を禁止佈告
五月十一日(火)
▽昭和十八年度國家資金計畫、生活必需品物資動員計畫を閣議で決定
▽朝鮮・臺灣同胞に海軍特別志願兵制度新設を閣議で決定
▽翼政會、機構改革を決定
▽英首相チャーチル、ワシントンで米大統領ルーズヴェルトと會談

昭和十八年度國家總動員諸計畫について

大東亞戰爭下第二回目の年度計畫である昭和十八年度國家總動員諸計畫は、關係各省、特に陸海軍との完全な協力の下に、企畫院で鋭意立案に努力し、四月末から次ぎ々とその設定を完了し、それら閣議決定をみたのであります。

昭和十八年度は、戦局の決定的段階を突破すべき重大時期でありますので、本年度の諸計畫は全力を擧げてこの目的を達成すべく、戦力増強に集中して編成されてゐるのが特色であります。これがため、直接戦力に關係のない生産や需要部門に極度の壓縮があつたことも、戦争下の事情として誠にやむを得ないところであります。しかしながら、國民戦時生活の確保については特別の考慮が拂はれ、周密な諸計畫の調整によつて戦争完遂の目的に向つて、不安なく國民の總力を發揮できるやう計畫されてをります。

顧みれば昭和十三年、支那事變の第二年度に、初めて國家總動員計畫としての物資動員計畫が立案されてから、本年は第六回目の計畫であります。當初の諸計畫は、國防國家體制が未だ完成せず、大部分の國防物資を外國に依存してゐたのでしたが、その後の我が國の重工業の飛躍的發展は、大東亞戰爭における

占領地域の擴大に伴ふ各種資源の確保と相俟つて、今や完全な國防國家として自給體制を確立し得るに至つたのであります。

我が國の綜合國力の發展に伴つて、國家總動員諸計畫の内容もますます充實し、大東亞戰爭勃發の後、昭和十七年度計畫からは勞務動員を擴大して國民動員計畫とし、物資動員計畫から國民生活確保のための資材を抜き取つて、生活必需物資動員計畫を新たに設けるなど、種々の發達があつたのであります。昭和十八年度においては、資金計畫が戰時的性格を帯びて國家資金計畫となつたほか、各計畫が過去の經驗を織り込んで實際的になつて來てをります。

なほ、これ等の國家總動員諸計畫は、年度の初めに一度立案されてそのまゝ、放置されるものではなく、不斷の調整を行つて更に精密な實施計畫を設定して、實際の運用の萬全を期してゐるのであります。

現在、企畫院で計畫した國家總動員諸計畫は、次ぎの八種の計畫でありまして、いづれも相關聯して總動員國家體制の基礎をなすものであります。

- 一、物資動員計畫
- 二、交通動員計畫
- 三、生産擴充計畫
- 四、國民動員計畫
- 五、電力動員計畫
- 六、生活必需物資動員計畫
- 七、國家資金計畫
- 八、交易計畫

本號の「物資動員計畫」を皮切りに、今後號を追つて、今年度の國家總動員諸計畫の内容を「問答」形式で明らかにし、國民各位の御協力を得ることになりました。

物資動員計畫問答

企畫院

今日までの経過

問 物動計畫は、一體いつ頃から、どういった必要から始められたのでせうか。

答 物動が始つたのは支那事變からです。どういふわけで、支那事變後に始つたのかといひますと、限られた物資を戦争に極力使つて、国力といふものを戦争になるべく有効に使つてゆかう、かういふ狙ひから始められたもの

です。

問 では支那事變と物動との関係はどうなのですか。

答 支那事變と物動との関係は、支那事變が開始つたのは支那事變から

です。どういふわけで、支那事變後に始つたのかといひますと、限られた物資を戦争に極力使つて、国力といふものを戦争になるべく有効に使つてゆかう、かういふ狙ひから始められたもの

です。

問 では支那事變と物動との関係はどうなのですか。

答 支那事變と物動との関係は、支那事變が開始つたのは支那事變から

事變を不擴大のものとして、物動が起つたといふことになるのです。従つて軍需優先、生産擴充優先といふ、二つの目的にあつたわけですから、ところが、その後、支那事變は擴大といふことになり、物動の性格は變つて來たのです。つまり、擴大といふ面において、國家の必要とするものに變つて來たわけです。

問 どう變つて來たのでせうか。

答 先づ第一に供給の計畫と、配給の計畫が變つて來ました。最初は爲替つまり金の物動計畫だけだったので、支那事變が擴大して來たために、

いふものを組みこむこと、液體燃料の計畫をはつきりと立てることになつたのが第五の變り方です。

次ぎは第六回目の變り方ですが、これは大東亞戦争の勃發によつて起つて來た變り方です。つまり供給力の面で南方地域を含んだ計畫を立てるといふことに、大きな變り方が出て來たわけ

です。

問 今後、これまでのやうに變るのですか。

答 十八年度の物動は、以上述べた

供給の計畫と、配給の計畫が追加されて來たのです。

その後、支那事變はいよいよ擴大し、長期戦になりましたので、第二の變化が起つて來たのです。それは物動に關聯して、勞務、資金、貿易、電力、交通、生産擴充、この六つの計畫が追加されたこと。これで、物動を中心とした國家の計畫といふものの骨組が出来上つたのです。

問 今日までの物動の性格といふものは、どんなふうにかへたらよいのですか。

答 以上申しましたやうに、物動は昭和十二年に始つて、十八年に至つてゐるのですが、その性格はだいたい四つに分けられてゐると思ひます。支那事變の當初は、事變をなるべく速く片付けようといふ性格が第一、次に起つた米英の壓迫が第二、これに對抗する大東亞戦争に入る準備時代の物動が第三、いよいよ大東亞戦争に突入したので、突入に即應した物動計畫といふものが出来上つたことが、第四の段階です。

問 今後、これまでのやうに變るのですか。

答 十八年度の物動は、以上述べた

五大物資の増強

問 今後は、十八年度の物動のねらいは、

問 どのところにあるのでせうか。
答 結局、今までに述べたやうに、六つの段階に分れて變つて來、また四つの段階に性格を分けることが出來、しかも十八年度の物動は、大東亞戦争を我が方に決定的に有利なものにしようといふ點に、だいたいねらひが置かれてをります。

問 五大重點物資は、どう物動に織り込まれてゐますか。
答 五大重點物資は、鐵鋼、石炭、輕金屬(特にこれはアルミニウムなどですが)、造船、航空機を指すのですが、これ等のものは超重點産業といはれてゐます。

十八年度が、大東亞戦争の武力的、國力的の一つの山であり、しかもこの山を乗り越えるのだといふことになれば、どうしても武力的、國力的の面で一番の基礎になるものが鐵鋼の問題であり、石炭、輕金屬の問題であり、造船の問題であり、航空機の問題であります。

この五つのものがうまくゆか、ゆかないかは、結局、それに附隨してゐる産業が、うまくゆくか、ゆかないかといふことにもなるのですが、それがうまくゆけば、鐵の面では成功する。さうすれば軍艦も造れ、大砲、戦車も造れる。いはゆる直接の武力にそれ等が結び付いてゐるわけです。

さらに、この關係を具體的に申しますと、國內では、またいろ／＼なものを増強するために、どうしても鐵といふものが産業の基礎になりますので、取り上げられて來るわけです。この鐵なり、附帶産業を増強するために、續いてこの産業に必要な石炭の問題が出て來ます。ですから石炭の問題を解決せずには、産業を伸ばし、國力を伸ばすといつても不可能ですから、續いて石炭の問題が取り上げられてゐるのです。

では、この石炭は、何によつてやつ

てゐるかといふことになると、國內生産の石炭だけでは到底間に合はないので、すなわち、結局、海上輸送によるわけです。従つて、この大量の輸送力を喰ふ石炭を始末するには、どうしても船が必要になつてくる。また國力を伸ばすためには、いろ／＼と外の物資も必要なことは勿論です。

日本は島國ですから、どうしても船が要る。また一方、作戦の地域がだんだん廣くなるので、兵力の輸送、作戦資材の補給といふものにも、想像以上の船が要るわけです。結局、造船力を伸ばすといふことが、戦争の鍵になるわけですから、どうしても伸ばす必要があるのです。

次ぎは航空機の問題です。近代の戦争は、海上直接の戦争や、陸上直接の戦争ではなく、結局、制空權把握の戦争ともいへるのです。結局、制空權を獲得したものが有利になるわけで、

そこで毎日のやうに航空戦が新聞を賑はしてゐるのですが、こゝで考へねばならないことは、米英側の航空機の製造能力です。

米國などは實に巨大のものやうに宣傳してゐますが、航空戦闘の技術は別問題として、向ふが何万機の飛行機を造つてかゝるならば、こちらも負けずに何万機を造つてかゝる、數と數との競争でも負けてはいけない、といふところに持つてゆかねばなりません。

そこで、この飛行機を造る基礎であるアルミニウムの製造工業を猛烈に擴充する必要が絕對にあるのです。それから、それに附隨する飛行機工場といふものも猛烈に擴充することが肝腎なのです。

他の産業はどうなる

問 では、他の産業は多少能力を落しても五大産業中心でゆく必要があるわけ

すね。

答 さういふわけにはゆかないのです。この大東亞戦争の山といふものを越すためには、戦力の涵養といふことが大事で、それは物資が必要で、しかも日本は海國ですから、どうしても船によるほかはないので、輸送力といふものを大いに活用し、この輸送力の一〇〇%以上、大東亞戦争を勝ち抜くといふことになれば、五大産業に重點を置くことが、刻下としては必要なわけです。

けれども、どんなに必要だからといつて、他の産業をすべて抑へてしまふことは禁物で、やはりこの五大産業に附帶した産業といふものは伸ばさねばなりません。それに、この附帶産業以外でも、軍需の關係のものもあれば、民需の關係のものもあるので、どちらもこれは最低の程度は確保しなければ、戦争遂行に工合が悪いことはいふ

までもありません。特に食糧關係のものは、戦争であらうが、なからうが、或る程度ものは確保してゆかなければなりません。第二次世界大戦の例をみても、食糧政策は特に重點産業として確保されたほどで、今年度も食糧政策を物動の裏として、當然確保されてゆくことには變りはないのです。

問 五大産業以外の産業でも、なほざりにしてはならないことは分りましたが、實際問題として壓縮を受ける産業面もあると思ひますが。

答 壓縮を受ける方面といふものは、結論としていひますと、主として貿易を中心とした輕工業關係の産業であります。日本の産業は、大東亞戦争の始まるまでは、だいたい海外依存の産業が主で、いはゞ貿易を中心とした産業でした。従つて重工業といふものが發達して來たのは、支那事變以後のことです。それまでは、いはゆる貿易を中心

とした軽工業關係が發達してゐたわけ
です。

従つて、この十八年度において大東
亞戰爭の山を突破しなければならんと
しふことになりますと、貿易のための
産業といふものは、徹底的に整備して
しまはなければならないことは、當然
なわけであらう。このうち一番大きな
のが、繊維工業關係で、生糸工業がそ
の大宗です。

問 繊維工業のほか、どんなものがあり
ませうか。

答 金屬製品とか、化學工業とか農産
物加工等の中にも緊要でないものがあ
りますが、この方面でも同じやうな整
備が行はれるわけです。

産業整備の目的

問 産業整備の目的とするところはどんな
点にあるのでせうか。

答 帝國の綜合戦力を飛躍的に増強す
るわけでは、
これを鐵の關係で説明してみます
と、第一次物動で普通鋼材の物動が決
まします。さうすると、その中から厚板や
管材といったものを壓延して計畫す
る、それを軍が幾ら、民間が幾らといふ
やうに製品別の配當の計畫を立てる、
従つて第一次の物動といふものは、今
まで述べたやうに素材物動でゆくの
ですが、それを速く決めて、決つたら直
ぐに國家で必要とする物だけ、第二次
の計畫で製品化の物動にして、これを
動かすといふことになつてゐるわけ
です。

重點を何に置くか

問 製品物動では、何に重點が置かれて
ますか。

答 一番必要なものは生活必需品で
す。石鹼、タオル、着物とか、味噌醬

と共、本年度の物資動員計畫、國民
動員計畫等の國家諸計畫の遂行を円滑
適正にするために産業整備を行ふので
す。

問 それでは、産業整備として具體的に考
へてゐる點はどこですか。

答 産業體制の確立とか、既存生産力
の最高度活用等を圖るための企業實行
は別として、先づ具體的に考へられて
ゐる點は、軍需工業及び五大重點産業
に對して所要の勞務とか工場とか、特
殊設備とかの轉換、活用と、本年度の
物資動員計畫實施上に必要な金屬類の
回收であります。かやうな意味で、産
業整備と本年度の物資動員計畫とは緊
密な關係があるのであります。

製品物動とは

問 十八年度は、製品物動が考へられて
るさうですが、どんな理由からですか。

油など、これは、その原料は物動で決り
ますから、それから引き抜いて来て、
國民生活に必要な國民生活必需品とい
ふものが、第二次の製品物動で決る
わけです。しかし、これは特に重要な
ものから、別に取り上げて、いは
ゆる生活必需品物資動員計畫といふもの
を作りあげてゐるのです。それによつ
て國民一人に對する石鹼は何箇とか、
食用の油は何リットルとか、全部計畫
されるのです。

いつたい物動といふものは、生活必
需物動であらうが、或ひは輸出入計
畫であらうが、みな一度はこの計畫の
中に入るの、そこで特に必要なもの
だけを引き抜いて来て、今いつたやう
に、生活必需品なら生活必需物動とし
て再計畫され、また交易關係なら交易
關係の物動として、引き抜かれて再計
畫されるといふわけです。

答 一口にいへば、今日の物動計畫
は、素材の計畫であります。しかし最
近いろ／＼なことから、この素材計畫
といふものは工合が悪いから、製品計
畫にしたらいゝのぢやないかといふこ
とが叫ばれて來ましたが、製品物動と
いふものは、非常に理論的なもので、
けれども現實の面からいふと、なかな
かさういふことは不可能に近い困難が
あるわけです。

従つて、今日物動で考へてゐるの
は、素材物動にして置いて、しかも素
材物動を作る時に製品物動といつたも
のを肚に置いて、出來るだけの範圍で
素材物動をやつてゆく。その上、素材
物動で決つた中から、現在國家で非常
に必要である、しかもそれが出來る、
といふものがあれば、直ちに引つこ
いて來て製品物動にする。ですから第
一次の物動は素材物動であつて、第二
次の物動が製品物動といふことがいへ

今年の油の計畫

問 それでは、液體燃料についても具體的
に考へられてゐるわけですね。

答 大東亞戰爭前までは、液體燃料は
アメリカから専ら輸入してゐたので
す。ところが、大東亞戰爭の始る一年
ばかり前から、日本に送るのをやめて
しまひました。そこで何んとかして油
を得ようといふので、蘭印交渉もやつ
てみたのですが、いづれもうまくいか
なかつたのです。

そこで一年といふものは食ひつき
をやつて來た。この状態で大東亞戰爭
に突入したので、或る程度民間の貯
藏や軍の貯藏を一括して運営して來た
のですが、幸ひ大東亞戰爭が緒戦でう
まくいつたために、南方の石油資源を
獲得することが出來ました。そこで油
といふものに曙光を見出したわけで、
この開發に今後できるだけ力を致す

のですが、十八年度の油の問題は、この開發をどの程度にするか、いつたい油がどれだけ必要なのか、といふ問題と絡み合つてゆくわけです。

先づ軍の需要、民間の需要、この二つの場合を考へますと、軍の需要の方は別として、民間の需要を考へる場合に、大東亞戦争をやつてゐるのですから、作戦用の油といふものは、まづ土産として要ります。民間の方は出来るだけ少くして効果をあげるといふ方法をとらなければ、國の需要といふものは賄つてゆけません。

それでは、どういふふうにして民間の方の需要を賄つてゆくかといひますと、それは今いつたやうに、最小限度で最大の効果をあげることです。さうするには産業別、用途別の油といふものの基準を決めなければなりません。

ところで、油といつてもいろいろと

ありませう。例へば、航空用の揮發油、普通の揮發油、燈油、輕油、ディーゼル用の重油、内燃機用の重油、汽罐用の重油、潤滑油、かういふものに分けられるわけですが、それ等の油の用途別の基準を決める場合、輸送用に幾ら、生産用に幾ら（この場合の生産といふのは、例へば鑛を産、アルミニウムを造るといふ意味です）その他用の油といふふうに分けて別けられるわけです。

次に輸送用の油ならば、更にこれを大別して海上用の油、陸上用の油、航空用の油、その他の油といふ風に分けられます。さうすると、現在ならば海上用の油、つまり運送用の油といふものはぜひ確保しなければいけない。陸上用の油は、トラックその他の關係ですが、これも陸運非常態勢から陸運を強化する。海陸輸送を一貫してやるといふことから考へても、優先的に考へてゆかなければなりません。

更に生産用の油ならば、これを六つに分ける。つまり今まで述べた超重點産業の生産、つまり鐵鋼關係に幾ら要るか、また石炭關係に幾ら、輕金屬に幾ら、造船用に幾ら、航空機に幾ら、その他に幾らといつたやうに分けます。

その他用の油はそれを細分して、農林用に幾ら、水産用に幾ら、その他關係に幾らといふふうに分けて、一應これを細分して、必要な油の確保をうまく運営してゐるわけです。

そこで一つの分類が出来ます。従來の實績から出る計畫、十八年度の物動に織り込んだ計畫、これ等を合せて、右のやうに分類し、細分類していつて、幾ら／＼の油が要るだらうかといふことから、一つの基準を立てたわけです。

若し狀況が好くて、餘計に來た場合、どういふ部門にどれだけの油を増

配するかといふことを考へて、基準を決めたのですが、或る程度油が來た場合、これを第一種のものとし、第二種から第三種まで考へて計畫を立てたわけです。従つて油が餘計に來た場合、途中で停つた場合、どんな産業にどの程度油がゆくか、といふことの一つの基準が出てゐるわけで、これで困難なしに國の産業なり、國民生活といふものの油の運営が出来てゆくんぢやなからうかと考へて、本年度からかういつた計畫も立てたわけなのです。

問 さうしますと、國民生活と深い關係をもつ漁業用とか農業用とかの油は、本年度も餘り期待できないことになりませんか。

答 國民が恩恵を忘れ勝ちである輸送に使ふ油は、農業とか漁業とかに使ふ部分に比べてたゞ莫大なものです。國民戦時生活の確保の點から申して、物動の上においても或る程度農業、

漁業用の油は確保されてゐることは勿論です。

問 南方の油には、大いに期待できるのではないでせうか。

答 相當あることは確信をもつています。しかし、南方の油といふものは、幾ら掘つても軍需に向けねばならない現狀です。従つて、今年度は、農業や漁業用の油が、昨年より餘計に賄へるかどうかはつきり分らないのです。

戦時生活の確保

問 國民の戦時生活だけは確保するといはれてゐますが、この點はどうですか。

答 その點については、生活必需物動といふものがありますから、そこで、米、味噌、醬油などに至るまで細かく計畫してゐます。そこで戦時生活の確保ですが、その

基礎は、十八年度には生活必需物動計畫の方で、國民一人當り米が幾ら、醬油が幾ら、石鹼が幾ら、地下足袋が幾らといふやうに、いろいろ細かい計畫が出来てゐますから、それによつてやつてゆくわけです。物動計畫でも、右に合せて鐵、石炭などの割當を、國民の戦時生活を確保するやうに當してあります。

そこで現在のもの足りるとか、足りないとかいふことは、結局、日本國民の戦争遂行の意思力によるのであつて、意思の薄弱な者には足りないのだし、意思の強固な者にはこれでも足りる。戦争をやつてゐるのだから、もつと少くともやつてゆけるといふことになる。結局は決意の問題だと思ひます。日本國民といふものは、元來義勇率公の念に燃え立つ國民ですから、最後の點は、そこに徹底すべきだと思ひます。

新らしく出来た 薪炭配給統制規則

はしがき

昭和十七年度の薪炭配給は、生産地地方の並々ならぬ努力によつて、家産川木炭については、だいたい豫定通りの配給をすることが出来たのですが、昭和十八年度の薪炭の需給計画は、十七年度の実績に鑑み、各種の事情を考慮し一層詳細に密に樹木炭の生産量は七億餘万貫、普通薪の消費府縣移入量を十千四百万束と定め、この範囲で消費計費を定めたのです。

しかし戦時下、努力、資材、輸送等が本年度はさらに窮乏になることが豫想されますので、消費生産と消費消費の實行が必

要であるばかりでなく、生産された薪炭が豫定された消費部門に流れることが必要で、従つてその出荷もその線に沿ふやうに行はねばなりません。

現在、木炭の配給統制の基礎となつてゐる木炭配給統制規則は、昭和十五年秋以来、政府が木炭の縣外移出を專行するやうになつてからは、大分現狀とかげ離れてしまひ、また他方、本年度から政府で木炭のほかに縣外移出の買入、買渡も行ふことになつてゐますので、現在のやうに各府縣まら／＼に薪炭の統制を行つてゐるのは、薪炭配給統制特別會計法の運用上にも遺憾な點が多々あります。

集荷の統制

薪炭の配給消費を最も公平に、最も合理的にするためには、薪炭の集荷機構を強化し、その横流れを防ぎ、併せて出荷の促進を図ることが肝要です。

そこで本規則は、薪炭の集荷統制を主眼とし、薪炭の生産者からこれを買受け得る者および薪炭生産業者が薪炭を運渡できる相手方をきめ、薪炭需給調節特別會計または地方長官の指定した集荷機關に限定したので

この集荷機關としては、生産者團體が當ることとし、木炭はだいたひ産業組合や企業製炭者の團體等、薪については森林組合や薪生産組合等、だいたひ従前通りの組織をそのまま踏襲することになつてゐます。

しかしこの集荷の統制は原則であつて、千島とか伊豆七島(尖島を除く)、小笠原島のやうな島嶼は、薪の集荷統制の必要もな

いので除外されてゐますし、柴薪(口分未満の薪)、木屑(長さ八寸未満の屑)とか木根も、特に地方長官の指定した地域以外は、原則として統制から除外され、自由販賣、自由購入が認められてゐます。

そのほか地方長官の指定した薪炭の生産地の町村では、一定數量を限り、町村内の消費者は生産者から直接買受けることができ、その他の場合でもやむを得ないときは、生産者または消費者が地方長官の許可を得れば、生産者と消費者との間で直接買買が出来ます。

これ等の集荷機關は、集荷した薪炭をそれ／＼上級の系統機關である府縣販賣組合聯合會、府縣森林組合聯合會等の地方長官の指定した指定集荷機關に出荷し、この指定集荷機關は、地方長官の指圖に従つて、薪炭

縣外移出の許可制

府縣の需給の均衡が破れることになり、移出については、當該道府縣地方長官の許可が要することになります。尤も、轉居のために地方長官の定める一定量のもの道を府縣外に搬出するやうな場合は、需給計畫に關係がありませんので、一々許可は要りません。

業務用の自家用生産と消費の許可制

現在、薪炭の自家用生産は一般の生産者との競合を避け、原木、労賃の不當な昂騰を抑へるために、多くの府縣では許可制になつてゐますが、新規則では、業務用の自家用生産はこれまで通り許可制とし、業務用以外の自家用生産は、その府縣の實情により特に必要な場合は許可制になつてゐます。

また大口業務用の消費の適正

(農林省)

本當に子供がらみ可愛い、も
のほありません。疲れて歸つた
時でも、子供にニコリとされ
ますと、疲れなんか忽ち吹っ飛
んでしまひます。小さい子供の
ない家庭は、どこか冷たいこ
ろがあるといはれますが、實
際、子供は家の寶です。

この小さい子供達は、十五年
後、二十年後には、前線に、銃後
に大きな希望と責任を擔つて御
國のために活躍するのです。
子供は家庭の幸福の源泉である
ばかりでなく、實に日本國家の
寶であります。

赤ちゃんを減らしては

ところが、この大事な子供も
大正九年を最高としてその出生
率がだん／＼減つて来てゐま
す。支那事變當時には、事變前
と比べて二十五万から二十八万
位も生れる赤ちゃんの数が減つ

てをります。

尤も幸ひなことには、昭和十
五年から昭和十六年には相當に
出生数が回復して來ました。職
時下の今日、まことに心強いこ
とであります。大東亞戰爭の
物變によつて或る程度出生数が
減つてゐることは想像されるわ
けです。赤ちゃんに對する國家

三歳まで受檢

赤ちゃんの體力検査

の期待はいよく増大する一方
なのに、生れる数が却つて減る
といふことがあつては、我が國
の將來は人口の點から心配にな
つて來るわけでは

そこで政府では、この出生率
の向上についていろいろと對策
を講じてゐるのですが、なんと
いつても赤ちゃんを澤山産むこ

と、生れ出た大事な赤ちゃん
を丈夫に育てゆくことが最も
大切で

ところが我が國の乳幼児の死
亡率は、諸外國に比べてとても
多いのです。例へば、昭和十五
年には赤ちゃんだけでも百人に
ついで九人も死んでゐます。尤
もその後この赤ちゃんの死亡率

は次第に減つて來てはゐます
が、出來るだけ丈夫に育て、
もつと／＼死亡数を減らさなけ
ればなりません。

そこで、體力検査を

そこで政府では、昭和十四年
から乳幼児の一齊検査を勵行
し、とくに昨年からは、國民體

力法といふ法律に基づいて、義務
的な検査を行ひ、また同時に乳
幼児の體力手帳を交付して、赤
ちゃんの時からの健康状態を
記入し、一生の健康増進の規準
にするやうにしてゐますが、少
くとも男子二十六歳、女子二十
歳までは、この體力手帳を持っ
てゐて、體力の向上を圖らなけ
ればなりません。昨年はいろい
ろの事情で、この體力手帳の交
付が多少遅れましたが、今年二
度目の検査を受けられる赤ちゃ
んは、體力手帳に記入して貰へ
るわけです。

三歳まで體力検査

昨年は、その年四月以後に生
れた一歳未満の赤ちゃんを意
と、前年四月以後に生れた二歳

三歳まで體力検査

で、適當な方には二年の期間で
仕事をやつて貰ふことにし、た
だ一回の検査だけでなく、日頃
の指導によつて一層の體力向
上を圖るわけです。

未滿の幼児に、健康が體力検査の
對象になつてゐたので、今
年は、このほかに、新たに昭和十八
年度に生れる赤ちゃんも加はり
ました。即ち昭和十六年度出生
兒二歳児、昭和十七年度出生兒
一歳児、昭和十八年度出生兒等
の三年齡の赤ちゃんが検査
を受けなければならぬのです。

検査の回数と時期

昨年は一歳を原則としてをり
ましたが、今年度は原則として
一回とし、たゞ一歳児だけは、
生後四ヶ月までに一回と、生後
七ヶ月以後に一回の都合二回
適當の時期に検査を受けること
を原則としてをります。しかし
その生れる時期によつて二回受
けられない時は、一回でもよい
ことになつてをります。
なほ一歳児と二歳児は、五月
一日から七月三十一日までの間

に検査をすることになつてゐま
すが、この検査の結果、疾病状
態について注意を要する者と、
疾病異常のある者には、第一回
の検査の時から二月以上経つて
第二回目の検査と指導を行ふこ
とになつてをります。

この第二回目の検査の時期

は、八月一日から十月三十一日
までになつてをりますが、これ
は出來るだけ氣候のよい時節を
選び、一齊検査のために却つて
赤ちゃんが風邪を引いたなどと
いふことがないやうに留意した
わけです。ですから右の時期が
丁度農繁期等に當る場合には、
市町村長が適當に避けておくこ
とにします。

營養・治療を指導援助

體力検査の結果、營養状態が
要注意の赤ちゃんと、疾病異常の
ある赤ちゃんには、詳しく營養
と療養の指導を行います。その

うち營養不足の赤ちゃんには、
牛乳や乳製品を、またビタミン
缺乏症、殊に乳児脚氣にはビタ
ミンB₁を配給するやうに考慮し
てをります。

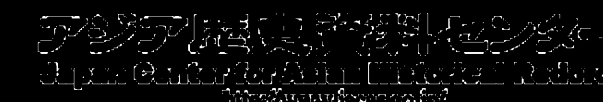
なほ生活の困難な方には、

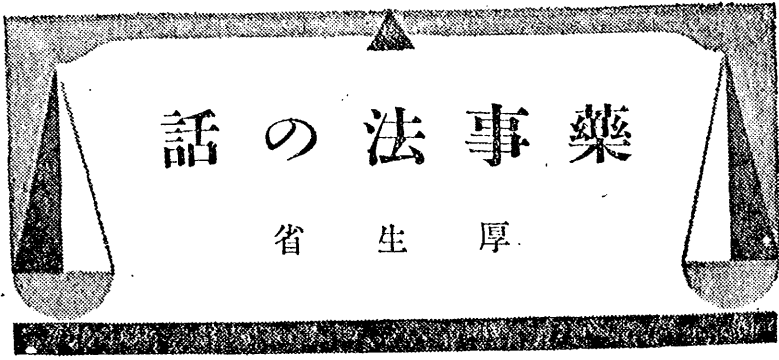
薬品、ビタミン類の給與の道も
開けてゐます。また結核の疑ひ
のある赤ちゃんには、ツベルク
リン反應や精密検査も行ひ、開
放性結核兒は成るべく隔離收容
するやうに努め、先天性梅毒の
疑ひのある赤ちゃんには血清反
應を行ひ、その結果によつては
治療し、なほ生活の困難な方
には、國費で治療費を支出するこ
とになつてゐます。

體力管理醫の任期

赤ちゃんの國民體力管理醫の
任期は、昨年は一年でしたが、
體力検査後も引續いて事後指導
として、營養指導や療養指導を
やつて貰ふ必要が、ありますの

厚生省





薬が私どもの生活になくてはならぬものであることは申すまでもないことである。この國でも醫藥は随分と古い時代から用ひられ、わが國でも日本書紀に採藥師、内藥司、外藥寮などの言葉がみられ、その歴史がどんなに古いものであるか分ります。

そして時代の推移に伴つて、薬に関する制度はいろいろと變遷を重ね、とくに明治の御世になつてからは、維新草創の際にもかゝらず、政府では近代的な藥事制度の整備を圖り、明治七年八月には醫藥に關する我が國最初の法制ともいふべき「醫制」が發布され、その後も非常な苦心を重ねて次第に整備を進め、遂に議會の開設に先立つて明治二十二年三月には俗に「藥律」といはれてゐる藥品營業並藥品取締規則が公布され、こゝに初めて近代的な藥制が一應完成されました。

その後、大正三年には賣藥法、大正

十四年には藥劑師法が制定され、今日までこの三つの法律が、いはゆる藥事制度の根幹となつてゐるわけですが、この中でも特に「藥律」などは、公布以來實に五十餘年を關し、他の二法も既に相當の年月を経てをります。

勿論、この間には、たび／＼修補はされてゐますが、その内容は相當に不備錯雜で、藥事制度を根本的に刷新し、整備することは、長年の懸案となつてゐましたが、先般、藥事法が帝國議會の協賛を経て三月十二日に公布（實施は今秋）され、藥事制度はこゝに飛躍的に更新されることになりました。

藥事法の目的

戰爭は何んといつても、人が中心でありますから、大東亞戰爭を勝ち抜き大東亞共榮圈を建設するには、先づ國民體力の保持、増強が何よりも肝要であります。このため政府では、各方面

に亘つていろいろの方策を實施して、その萬全を期してをりますが、とくに醫藥品の生産、配給等は、國民總動員法に基づく「醫藥品及衛生材料生産配給統制規則」等によつて統制の整備強化を圖り、供給の調整に遺憾のないやうにしてをります。

しかし前にも述べましたやうに、もともとその基本となるべき藥事制度そのものが不備錯雜なので、これらの醫藥品の生産配給を統制して、十分な成果を期することは非常に困難な點がありました。さらに藥劑師と藥劑師會を國策に即應して活潑に活動させ、また積極的に醫藥品を適正に供給するためには、一層十分でない有様でした。

そこで、これまでの藥劑師法、藥品營業並藥品取扱規則、賣藥法の三法律を統合改正し、また新たに必要事項を規定して、藥事制度の完備を期すために藥事法を制定したわけです。

藥事法の目的は、第一條に「本法ハ藥事衛生ヲ適正ヲ期シ國民體力ノ向上ヲ圖ルヲ以テ目的トス」と明らかにされてゐますが、實際、國民體力の向上こそは藥事法の至上の命題であり、また究極の目標であるといへます。

従つてこの點では、藥事法は昨年制定された國民醫療法と同じ目的を持つてゐるもので、つまり、國民醫療法は國民醫療を對象としてゐるのに對し、藥事法は藥事衛生を對象としてゐるわけ、この二つは、國民體力の向上を圍る國民保健の二大基礎ともいふべきものであります。

なほ、こゝで藥事法と醫藥品の統制、或ひは藥業の整備との關係について一言して置きましょう。

現在、これらの生産配給を統制してゐるのですが、いろいろな事情から、今後はますます整備の強化を圖らなければならぬものと考へられます。

また、これまでの醫藥品は、新藥新製劑にしても、非常に多種類に上り、その中にはそれ程緊要でないものや、品質や效能上、相當に検討を要するものが少くありませんので、これらを整理し、また一方、製造販賣業者の企業を整備して、重點主義的な生産を徹底させ、最小限度の資材と努力で最大の効率を發揮するやうにし、ほんたうに緊要な醫藥品の供給を確保することが絶対に必要なもので、そのため政府では、昨年来いはゆる藥業の整備を進めてをります。

この醫藥品の統制とか藥業の整備は、勿論、焦眉の急務に屬することですが、これはその性質上、行政措置により、或ひは國家總動員法に基づいて

行はれるもので、直接、製法に基づいて行はれるわけではありません。

薬事法の内容

前に述べましたやうに、だいたい薬事法は、三つの法律を統合補修したものでありますが、次にこれらと變つた主眼点を述べよう。

薬劑師・藥劑師會

一、まづ薬劑師に關することであり、全約三万一千の薬劑師が特有の知識や技能を生かして、國民の保健衛生に、空襲下のガス防禦等に大いに活躍することは、決戦下まことに望ましいことですが、これまでの制度では、薬劑師トハ醫師、齒科醫師又ハ獸醫ノ處方箋ニ依リ調劑ヲ爲ス者ヲ謂フ。藥劑師ハ藥品ノ製造及販賣ヲ爲スコトヲ得（舊藥事法第一條）とあつて、薬劑師の本來の職分は、とかく調劑だけのやうに考へられてゐましたが、薬事法では實情に

即してその本分を定め、廣く醫藥品の供給、飲食物の検査等の衛生化學の方面その他の藥事衛生に携はり、國民體力の保持増強に寄與すべき重要な國家的使命を負ふものであることを明らかにし、また必要に応じて補習教育の義務を課し得ることにしました（第二條、第八條）。

二、次に薬劑師會については、これまで本然の使命が必ずしも明確にされてゐるとはいへず、また、その活動も所期のやうにはゆかない點もあつたのでしたが、薬事法では、その使命は國民體力の向上に關する國策への協力にあることを明らかにし、また會員の範圍その他の機構等を改組して公共的な活動をすすめて適正な活動にするやうにしました（第九條、第十條、第十一條、第十三條）。

藥局

次に藥局は、その設備、管理、分布等の適正を圖つて、公衆衛生に大いに寄與させるやうにす

べきでありましたが、これまで藥局の開設は自由で、その分布状態も、全國の藥局一万三千の中、六大都市のある府縣だけで五二%、その中でも東京府と大阪府だけで三三%を占め、非常に偏在してゐる有様なので、藥局の開設を許可制にして分布の是正を圖り、そのほか設備、管理等についても遺憾のないやうにすることにしました。

醫藥品

一、まづ醫藥品の範圍ですが、從來の制度では、(藥言明)賣藥、賣藥部外品の別がありました。即ち藥品は、主に醫師や醫師の指示を受ける者に使用させるために販賣されるものをいひ、賣藥は、醫師の指揮によらないで、特定の疾病の治療のために公衆に使用させるために販賣されるものをいひ、また賣藥部外品は、疾病の豫防とか皮膚障害の豫防、除去等に效能のある藥物と、それから厚生大臣が指定するものといふことになつてゐます。

そして藥品には前に述べました「薬律」の規定があつて、この中には日本藥局方や外國藥局方に記載してある藥品と、藥局方に記載してない藥品または製劑(即ち、いはゆる新藥新製劑)の別がありますし、また賣藥には賣藥法、賣藥部外品には賣藥部外品取締規則があつて、法制上それ／＼異つた取扱を受けてゐます。

しかし、例へば新藥新製劑と賣藥との關係は、實際問題としては兩者を劃然と區別することは非常に困難で、殆んど同種のものが新藥新製劑になつたり、賣藥になつたりしてゐる有様で、取扱にも非常に煩雜であるばかりでなく、醫藥品の生産配給に關する統一的な施策にも不便な點がありましたので、薬事法では、これらの法制上の區別を撤廢して、醫藥品として一元的に取扱ふことにしました。

二、次に醫藥品の製造は、製造の品

目とか設備、或ひは生産全體との關係について検討を加へ、計画的生産の遂行を圖る一方、性状、品質の適正を圖ることが肝要であります。これまでの制度では、むしろ取締的見地から、或ひは人的部面だけに、或ひは品物自體だけに主眼を置いてゐる傾きがあり、また製造に關する手續も非常に煩雜でありましたが、薬事法では、これまでの製藥者免許や賣藥免許等の各種の手續を綜合統一して、厚生大臣の許可制とすることにしました(第二十二條)。

三、なほ、これまでの新藥新製劑の新規發賣は届出制になつてゐて、一年間の届出数は約三千に達し、その中には必ずしも緊要でないものもある有様でしたので、不急不要品の發賣を抑制し、緊要な醫藥品を重點的に確保するために許可制にすることにしました(第二十二條)。

四、次に醫藥品を圓滑に配給する

には、販賣業者の資力が優れてゐることと、業者が適當に分布されてゐることが必要なので、薬事法では藥種商免許、賣藥請賣營業の許可等の各種の手續を綜合統一して、醫藥品販賣業として地方長官の許可制とすることにしました(第二十三條)。

五、その他、醫藥品に適當な規格を設けたり、特定機關の検査を受けさせたりして、性状、品質の適正を圖るために必要な命令を發し得ること(第二十六條、第二七條)、また醫藥品は、原則としてすべて成分等の内容を容器や被包に公示させることにし(第二十七條第一項)、さらに從來の賣藥だけでなく、すべて廣告の制限を行つて適正を期す(第二十八條等)、幾多の規定が設けられてあります。

経過規定

なほ、現在の藥局開設者、醫藥品の製造業者、販賣業者等は、許可を受けずに業務の繼續を認められてをります(第二十三條、第二十四條)。

十四歳から 陸軍少年兵に

省軍陸

敵米英華滅の意氣と盡忠
報國の赤誠に燃えたつ決戦
下の少年達に、一日でも早
くその願望を達せさせよ
ろと、陸軍では少年兵志願
者の受驗年齢を従来よりも
一年下げて満十四歳からと
し、國民學校を卒業して直
ぐに少年兵として、御奉公
できることにし、早速、本
年度から實施することにな
りました。

なほ同時に、少年兵願書
の提出期日も延長して、各
少年兵とも六月三十日まで
としました。

この數年は、大東亞戦争
の運命を左右する決戦の年

であります。とくにこの間
における武力戦の勝敗は
その、まことに戦争の運命
を決する鍵であります。

三千年このかた父祖から
受け継いで来た忠誠の血に
沸く青少年諸君が、光榮
ある皇軍の幹部として、
大元帥陛下の御旗の下に馳
せ参じ、勇躍、國防の第一
線に挺身されることを切望
する次第です。

なほ、改正後の昭和十八
年の陸軍諸學校生徒採用一
覽表は次頁の通りです。

現に半島人でも、本島人でも、
立派にお役に立つてゐる者があ
ります。

年齢は入校年度の四月一日に
満十四歳以上、満十七歳までで
あればよろしい。

學歷は國民學校初等科修了程
度の學問さへあればよいことに
なつてゐます。たゞ破産の宣告
を受け復讐してゐない者や、禁
錮以上の刑に處された者は志願
できません。

それに、體格検査の際に概ね
下表の基準に達しない者や、空
中勤務者は特に眼が大切ですが
、各眼の視力0.6以下
の者、近視・遠視・近視性眼瞼
遠視性眼瞼で二程度の眼鏡をか
けて各眼0.8に見えない者は
不合格です。

但しこの基準に達しないもの
でも、一般發育の状態の良い者
は之合格となります。

手續は、毎年十月三十一日ま
でに、所屬事項を書き込んだ志
願書を、受驗希望地所屬の聯隊
區司令官に差出せばよい。

なほ、たいま募集中のもの
は、昭和十八年十月一日入校の
もので、願書受付は四月一日か
ら始つてをり、六月三十日に締
切で、受驗年齢年齢は、大正
十五年十月二日から昭和四年十
月一日までに出生した者です。

合格すれば、東京府北多摩郡
村山村にある東京陸軍少年飛行
兵學校と、大津市別所の天津陸
軍少年飛行兵學校が、榮ある生
徒として迎へ、やがて飛立つま
での少年飛行兵に基礎訓練を施
すことになつてゐます。

年齢	満十四歳以上、満十五歳以上、満十六歳以上、満十七歳以上
身長	一五五、一五〇、一四五
體重	三五、三五、三〇
胸圍	〇六八、〇六八、〇七二

分區	學校名	所在地	年齢	志願者資格	志願期日	志願票交付場所	志願票	探用	試験	備考
第一分區	陸軍少年飛行兵學校	東京府北多摩郡村山	大正十三年四月一日より昭和三年四月一日まで	國民學校初等科修了の者	昭和十八年四月一日まで	陸軍少年飛行兵學校	陸軍少年飛行兵學校	昭和十八年四月一日より昭和十九年三月三十一日まで	算國、理科、英語、漢文	昭和十八年四月五日まで
第二分區	陸軍少年飛行兵學校	大津市別所	大正十三年四月一日より昭和三年四月一日まで	國民學校初等科修了の者	昭和十八年四月一日まで	陸軍少年飛行兵學校	陸軍少年飛行兵學校	昭和十八年四月一日より昭和十九年三月三十一日まで	算國、理科、英語、漢文	昭和十八年四月五日まで
第三分區	陸軍少年飛行兵學校	東京府北多摩郡村山	大正十三年四月一日より昭和三年四月一日まで	國民學校初等科修了の者	昭和十八年四月一日まで	陸軍少年飛行兵學校	陸軍少年飛行兵學校	昭和十八年四月一日より昭和十九年三月三十一日まで	算國、理科、英語、漢文	昭和十八年四月五日まで
第四分區	陸軍少年飛行兵學校	大津市別所	大正十三年四月一日より昭和三年四月一日まで	國民學校初等科修了の者	昭和十八年四月一日まで	陸軍少年飛行兵學校	陸軍少年飛行兵學校	昭和十八年四月一日より昭和十九年三月三十一日まで	算國、理科、英語、漢文	昭和十八年四月五日まで

年少者を採用する學校、即ち幼年學校と各少年兵學校の生徒志願者の年齢別における身長採用最下限（この最下限は、同等年次者の平均よりもさらに下位を示してゐます。）は、各學校一率に次ぎのやうに定められました。

- 滿十四年未滿 一・三三メートル
- 滿十五年未滿 一・三六メートル
- 滿十六年未滿 一・四〇メートル
- 滿十七年未滿 一・四五メートル

なほ、幼年學校生徒志願者のうち、戦死または公傷病死した軍人・文官の子は、この最下限以下であつても、士官候補生になるまでに一・五〇メートルになる見込が確實なものは、合格とすることを得るといふ定め

があります。

胸圍と體重は、年齢別身長別胸圍體重最下限表（前頁の表参照）を定め、「各年齢ニ於ケル身長別胸圍、體重ノ最下限へ、概ネ附表ニ依ル。之ニ違ゼザル者ハ甲ト爲スコトヲ得ズ」と規定されてゐます。

合格は甲と乙に區分されてゐますので、この最下限表に僅かに不足する者であつても、他の條件がよい場合は、乙合格となり得るわけです。

視力

視力については、今回すこしの改正も加へられませんが、概要を示しますと次ぎの通りです。

幼年學校

生徒志願者
甲合格 各眼の視力が一・〇以上の者
乙合格 各眼の視力が〇・八以上の者
または各眼の視力が〇・六以上で、
一・〇以下の球面鏡による各眼の矯正視力が一・〇以上の者

少年兵學校と少年戰車兵、少年飛行兵以外の各少年兵學校生徒志願者
甲合格 各眼の視力が〇・八以上の者
乙合格 各眼の視力が〇・六以上の者
一・〇以下の球面鏡による各眼の矯正視力が一・〇以上の者

定額十五錢 送料四錢

國民學校制度に關する解説

本報は、國民普通教育の劃期的大改正ともいふべき國民學校制を、國家の眞に有能な後継者、皇運を扶翼し奉るべき忠實な國民育成の衝に直接當る國民學校教職員付勿論、國民一般が知悉し得るやう編纂されたもので、制度及び教育の内容上から見た特長、改正の要點について詳述し、學籍簿の取扱方についての訓讀及び解説、文部省訓令、國民學校令、同施行規則等を添へたものである。

週報販賣店にあり 内閣印刷局發行

一・〇以下の球面鏡による各眼の矯正視力が〇・八以上の者
少年戰車兵生徒志願者
甲合格 各眼の視力が〇・八以上の者
乙合格 各眼の視力が〇・六以上の者

六以上で、二デオプトリー以下の球面鏡による矯正視力が〇・八以上の者

少年飛行兵生徒志願者

甲合格 各眼の視力が一・〇以上の者

乙合格 各眼の視力が〇・八以上の者

格に相當する者

經理學校豫科生徒、各部見習士官、同依託學生生徒、

戸山學校軍樂生徒志願者

甲合格 五デオプトリー

(八度以下の球面鏡、圓柱鏡、または兩者併用による各眼の矯正視力が〇・七以上の者。但しこれに満たない者は不合格)

その他の疾病異常

なほ不合格の原因になるその他の主な疾病異常は、次ぎ

の通りです。

全身、各部 全身畸形、顯性腫瘍、筋、腱、骨、骨膜

關節の慢性病、精神病、精神發育制止症、慢性神經系病、内分泌障礙、新陳代謝障礙、血液病

頭部、重眼、眼筋麻痺、斜視、著るしき視野の狭窄若しくは欠損、不治の夜盲、眼珠震盪症、中等症および重症トラホーム、難聴、聾、吃、嘔、肝臓病、欠損、口蓋破裂、重唇、歯牙の疾病、欠損にて咀嚼言語に妨げあるもの

頸部、脊椎骨盤、實質的斜頸、脊柱骨盤の彎曲および畸形（その程度軽く且つ機能障礙なきものを除く）

胸部、胸廓の變形、胸郭の軟弱、胸郭の慢性

呼吸器の慢性

心臓、心臓または大血管の疾病、慢性腹内臓器病、重きヘルニア、痔瘻、脱肛、泌尿生殖器の慢性病、欠損

四肢、四肢骨の欠損、短縮、彎曲等、指の顯著および欠損、翻

趾、手足、以上は不合格

格ですが、脂肪過多、良性腫瘍、顔面變形、禿頭、中耳および内耳の疾病、鼻腔、副鼻腔の慢性

病、痔核、指節の強剛、欠損、扁平足等のもので、程度重いものは不合格、輕いものは合格です。

正誤

圓報五月五日號（二百三十號）發行

上段三行目、老若男女は、老若男女の誤りについで訂正します。

六十三号年、また、商標保護の誤り十八頁

上段十二行目、老若男女は、老若男女の誤りについで訂正します。

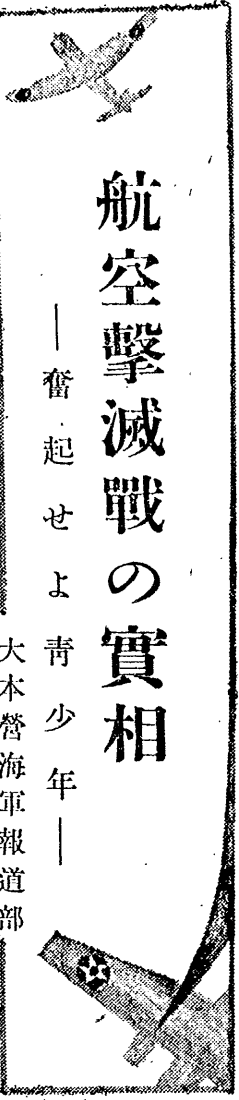
寫眞週報 五月十九日號 定價十錢

▽東條總理を迎へたマニラの表情

▽比島パタンガスの棉花栽培

▽新ジャワの誕生

▽伸びる北ボルネオの公民學校
▽長氣よく立つスマトラの都市
▽國民學校からすぐ陸軍少年兵に習熟
▽うるる丸がらけた米機鬼帝の所業の跡
▽隣組に一人は子供の保育責任者を作らう
▽滿洲の兒童部隊も一日入營
▽漫書その他



航空撃滅戦の實相

—奮起せよ 青少年—

大本營海軍報道部

航空決戦の實相

太平洋戦局の現段階が航空決戦の運程であることは、今や世界の常識である。去る四月七日のフロリダ島沖海戦、同十一日のニューギニア島オロ海戦、同十二日のポートモレスビー、同十四日のミルン湖およびラビ飛行場に對する我が海軍航空部隊の釣瓶打ちの大爆撃が、如何に深刻な打撃を敵に與へたかは、濠洲當局がアメリカに對して空軍の増援強化を泣訴し、「日本軍の大攻勢」に戦々兢兢たる一事によつてみ

ても容易に窺へるのであるが、さればといつて、わが猛攻によつて敵の反攻企圖が一時でも挫折したといふのはなく、敵は新手段と第一線戦力を増強して、日夜間斷なく反攻して來てゐる實相である。

一方、アリューシャン方面においても四月中旬以來、來襲敵機数は順に増加し、二月の平均來襲機数に比べると、實に十五倍に達するといふ熾烈なもので、しかもこれは、我が熱川、鳴神の二島に集中されてゐるのである。

【一】南太平洋方面

五月(上旬)	來襲機数	延機数
	五九	五九八
四月(中旬)	來襲機数	延機数
	六四	七三二
三月(下旬)	來襲機数	延機数
	六七	五〇五
二月(中旬)	來襲機数	延機数
	四九	四〇五
一月(下旬)	來襲機数	延機数
	五三	四九三
五月(上旬)	來襲機数	延機数
	五九	五九八

【二】アリューシャン方面

五月(上旬)	來襲機数	延機数
	五九八	五九八
四月(中旬)	來襲機数	延機数
	一八二	五五二
三月(下旬)	來襲機数	延機数
	七一	七二
二月(中旬)	來襲機数	延機数
	五八	三三
一月(下旬)	來襲機数	延機数
	六一	一九七

ルカナル島、ニューカレドニア島を結ぶもので、他はニューギニアから濠洲を経てビルマに至る。これらの二つの包圍環と、未だ公表されてゐない基地とを以てすれば、日本は北方へ向ふ以外に方法がないであらう。

と米軍の對日戰略態勢の完成を大々的に報道してゐるが、その宣傳効果の當否は別として、寸時の休息もなく次ぎから次ぎへと反攻を反復續行して、我が決戦を挑まうとする敵アメリカの必死の相態と決意とは、遺憾なく露呈されてゐるものといはなければならぬ。

これに對して我が戰略態勢は微動だにせず、ますますその弾力性を増加して、米濠連絡線に不斷の脅威を加へつゝあることは、去る四月二十三日、我が海軍航空部隊がエリス諸島フナフチ島を長翔、初爆撃を敢行し、敵軍事施設に多大の損害を與へ、さらに同二十五日にはソロモン群島ガツカイ島

を強襲して、敵戦闘機六機を撃墜したことによつても明らかであり、また一方、北太平洋の護りはいよいよ固く、我が太平洋の作戦布陣は、正に鐵桶不敗のものと云ふべく、敵の反攻を常に無爲徒勞と化しつゝあるのである。

特に五月一日の大本營發表が示すやうに、我が潜水艦が四月下旬、南西太平洋方面において敵輸送船二隻(二万二千トン級一隻、六千トン級一隻)を撃沈した事實は、同方面における航空撃滅戦と相呼應して、我が潜水艦の行動が漸く活潑化した證左として注目しなければならぬ。

敵の航空兵力配備

このやうにしてアメリカは、今後ますます太平洋正面に空軍兵力を増強し、總反攻を企圖するものであること

は、多言を要しないところであつて、現在における敵航空兵力の配備状況は、敵側の情報を綜合すると、だいたいの次のやうなものと推定される。

先づ陸軍航空隊は、本年度末までに二百四十五万名（九百ヶ中隊二千乃至二千四百ヶ飛行隊）を増強を目標に、米本土をはじめ世界十戦場に分散配置する方針で、太平洋と東亞方面では、濠洲（第五）、ハワイ（第七）、インド（第七）、アラスカ（第十一）、南太平洋（第十三）、支那（第十四）の六ヶ所に飛行隊を配置してゐる。

また海軍航空隊もこれに呼應し、一九四四年初頭までに二万七千五百機完成を目標に大童の擴充を急ぎ、南太平洋方面ではニューギニア方面、ソロモン方面、ニューヘブリイズ方面およびニュージブランド方面にそれぞれ有力な兵力を分置してをり、その兵力

は濠洲が最も多く、東西南北の四區に分れて八百機程度に達するものと想像されるが、その他の地區は二百五十機乃至三百機とみられ、大型機對小型機の比率は二對一であり、飛行艇も若干含まれてゐる。

機種は、戦闘機にあつては、緒戦當時はカーチスP-40を主體としてリパブリックP-43、海軍機ではグラマンP-40Eなどが出現したが、最近ではロッキードP-38、ベルP-39などが現はれ、問題の海軍戦闘機ツォーグトシコルスキーP-101まで登場してゐるやうである。

従つて現在の戦闘機は、P-38、P-39に主力が移つて、P-40は殆んど稀にしか姿を見せない。P-39は、その性能が問題になつた新型機であるが、前線では陸軍といふ籍名を頂戴し、その威力は觸れ込み程ではな

い。またツォーグトシコルスキーは、最新鋭機ではあるが、寧ろ空戦能力ではグラマンの方が優秀のやうである。

爆撃機方面では、急降下機としては、主力は依然としてダグラスSB2D-3であるが、最近では單葉のカーチスSB2C-1が現はれて注目を惹いてゐる。中型爆撃機としてはマーチンB-26が現はれ、高速ではあるが防禦力が極めて貧弱である。ほかにダグラスA-20Aもあるが大したことはないやうである。

昔では日本本土空襲に参加し、在支米空軍用として、また北方にも蠢動してゐるノース・アメリカンB-25が南太平洋戦線に姿を現はさないとはいふのは不思議である。

重爆の方ではボーイングB-17（EとF）、コンソリデテッドB-24

が交互に出動してゐるが、最近では航

續力の大きいB-24が目立つて増加し、その兵装が増強され、装甲が厚くなつて、撃墜が以前より困難になつたことは事實であるが、行動能力の減退も顯著であつて、その行動半径は一千三百キロ内外に低下してゐる。

このやうに敵アメリカは、太平洋の空を北から南へ、或ひは西から我が國に對して航空十字砲火を浴びせかけようとしてをり、去る三月十日に、在支米空軍が第十四飛行隊として獨立したことは、アラスカ第十一飛行隊とともに、對日攻勢の眼點としてその地位を重要視した結果であるとともに、アラスカにおけるアンカレッジのユメンドルフ飛行場が「空の要塞」一千臺の駐留を目標に、昨年夏以來工事起し、既に大規模な擴張整備を終つたとの報道は、敵アメリカの決戦企圖の尋常でな

いことを推察するのに十分である。

特に一九四三年度の飛行機生産目標（陸海合計）十二万五千機、本年末の月産機數九千六百完成の目標が、たとひ原料資材や勞働力の不足等のため所期の目的を達し得ず、既に現在、戦時生産局長官ドナルド・ネルソンが、「米陸軍は目下深刻な航空機用ガソリンの不足に悩んでゐる」と悲鳴をあげてゐるやうとも、これに對して我々は、寸毫の油断も許さないのである。

ましてこれと並行して空母の建造に狂奔し、開戦以來去る四月末までに、既に十一隻進水し、更にこのほか巡洋艦改造のものも加へて六十隻の新空母建造計畫を樹てると同時に、船團護衛、戦闘機、輕爆等、輸送用として多數の商船を補助空母に改造しつゝある現状は、絶対に輕視を許さないものがある。

海軍少年飛行兵になるには

正式の名稱は飛行隊科練習生で、甲乙丙の三種があります。

甲種は、中學校第三學年修了程度の學力で、入隊の年の十二月一日（入隊は四月と十月の二期です）現在で、満十五歳以上二十歳未満の者から採用します。

乙種は、國民學校高等科修了程度の學力で、入隊の年の十二月一日（入隊は五月一日と十二月二日の二期で、修了は年一回です）に、満十四年八月一日以上二十歳未満の者ならよろしい。甲種乙種とも、學歴の制限はなく、學力試験に合格さへすればよいのです。

丙種は、海軍の志願兵や徴兵として海兵團に入隊してゐる者の中から希望者を募り、試験に合格したものが選抜され、甲種や乙種を志願したが、年齢の都合から受験できなかった人達にも、満二十三歳まで飛行兵になる機會が與へられてゐるのです。

三種とも、戸籍法による男子で、日本内

情 報 局 編 輯

週 報

五月二十六日 號

國家總動員計畫
生産擴充計畫問答

六月の常會の手引

米英擊滅に驀進だ！

日本海海戦と大東亞戦争

東郷元帥の遺訓と總力戦

直面する世界戦局

五錢

345 號

週 報

週報は民翼賛の道しるべ

航空機乗員養成所

操縦生募集

×切一六月十日
詳細は志願者心得要綱
のこと
(郵便局、航空機乗員
養成所におり)



航 空 局

内閣印刷局印刷發行

(本書の大きさは國定規格[A5]判)